

命を守るヘルメット！

高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（抜粋）

（平成 30 年 10 月 19 日条例第 52 号）（平成 31 年 4 月 1 日施行）

（家庭における自転車交通安全教育等）

- 第 11 条 児童等（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備えるよう努めるとともに、当該児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
 - 3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

（自転車損害賠償保険等への加入）

- 第 14 条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入するよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
 - 3 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

児童生徒のヘルメット着用は保護者の努力義務となっています。

頭部を守ることは命を守ることです。

お子様の自転車乗車時のヘルメット着用をお願いします。

